

第 4 章

全体構想

1. 土地利用
2. 交通体系
3. 都市施設
4. 市街地整備
5. 都市防災
6. 都市景観
7. 都市環境

第4章 全体構想

1. 土地利用

《基本的な考え方》

(1) 市街化区域

- ・住宅地、商業・業務地、産業地等の計画的な機能充実、配置を図りながら、市民の快適な暮らしを支える都市基盤の整備を進めます。
- ・都市と自然との調和ある土地利用を図るため、市街地の拡散の抑制を念頭に、都市構造の再編も含めたコンパクトな都市の発展を図ります。
- ・良好な住宅環境を確保するための適正な土地利用の誘導や、市街地の特性、方向性に応じた地域地区の指定や見直しを検討します。

(2) 市街化調整区域

- ・本市が有する豊かな自然環境や農地等の保全を図りながら、観光・レクリエーション機能の強化による交流人口の拡大を目指します。
- ・農村集落は、道路等の必要な都市基盤の整備・維持管理や、地域コミュニティの維持、活力づくりの支援により、地域の魅力を生かした住みよい環境づくりを図ります。
- ・高速道路インターチェンジ周辺や国道50号沿道等は、周辺環境と調和を図りながら、広域交通ネットワークを生かした産業拠点の形成を検討します。

(3) 非線引き地域

- ・非線引き地域（市街化区域・市街化調整区域の設定がされていない地域）について、用途地域を定めている地域は、現状の都市活動を支える諸機能を維持するとともに、生活環境の向上に向けて必要な都市基盤の整備を図ります。
- ・用途地域を定めていない地域は、集落の生活環境の向上を図るとともに、自然・田園環境の保全に配慮し、開発等の規制・誘導による計画的な土地利用を図ります。

《基本方針》

(1) 市街化区域

① 住居系土地利用（低層住宅地）

- ・低層住宅地としての用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域）を中心に、ゆとりある空間を確保するとともに、安全で快適な住環境の形成を図ります。
- ・都市基盤の整備が十分でない市街地は、無秩序な市街化を抑制しながら、道路・公園等の整備を計画的に推進します。
- ・より快適な住環境を確保するため、地区計画等の導入を検討します。



箱森西部地区



富田地区



合戦場升塚西部地区

② 住居系土地利用（中高層住宅地）

- ・前記①以外の住居系用途地域は、住みよい住環境を確保しつつ、住宅と生活利便施設（飲食店やスーパーマーケット、銀行等）との共存を図ります。
- ・鉄道駅周辺や幹線道路沿道は、利便性を高めるため、商業施設と密度の高い住宅地の配置を図ります。
- ・生活利便施設や商業施設を生かした環境づくりが必要なエリアは、地区計画の導入や特別用途地区の指定等を検討します。

③ 商業・業務系土地利用（中心商業・業務地）

- ・栃木駅北側を中心とした鉄道駅周辺は、本市の中心商業・業務地としての機能強化を図ります。
- ・行政機能を維持するとともに、情報、文化、娯楽等の都市機能の立地を促進し、生活や産業活動等の都市活動を支え、人が集まる土地利用を図ります。



栃木駅前商業・業務地

④ 商業・業務系土地利用（商業地）

- ・各地域の鉄道駅周辺において、近隣商業地域が指定されているエリアを中心に、地域の賑わいや活力の創出に繋がる土地利用を図ります。
- ・買い物等の日常生活を支える機能を併せた地域の核として土地利用を図ります。

⑤ 商業・業務系土地利用（沿道商業・業務地）

- ・環状道路等の主要幹線道路沿道は、周辺環境に配慮しつつ、生活利便性を高める沿道型商業施設等の立地を促進します。
- ・交通利便性を生かした商業活性化と雇用機会の創出に資する沿道商業・業務地としての土地利用を誘導するため、必要に応じて特別用途地区等の指定を検討します。

⑥ 工業系土地利用（産業・流通業務地）

- ・本市の活力を支える既存の産業団地・産業地等の有効活用を図るとともに、広域交通ネットワークを生かした土地利用を図ります。
- ・工業専用地域や工業地域、準工業地域に加え、既存の産業系施設においても、周辺環境と調和した土地利用を促進します。
- ・既存の産業・流通業務地の周辺や、交通利便性に優れたエリア（高速道路インターチェンジ・広域幹線道路周辺等）は、その立地条件等を踏まえながら、産業活性化に向けた土地利用を検討します。



惣社東産業団地



千塚産業団地

⑦ 工業系土地利用（住工共存業務地）

- ・住宅と工場、倉庫等が混在する地区は、良好な住環境と操業環境の共存を図るとともに、必要に応じ、暮らしやすい環境形成を目的とする住居系の土地利用への転換を検討します。

(2) 市街化調整区域

① 田園・自然系土地利用（田園集落地）

- ・既存集落の形態を生かしつつ、自然・田園環境と調和した環境の保全を図ります。
- ・生活道路の整備や生活利便施設等の立地促進、地区計画制度の活用等により、生活環境の向上・改善を促進します。
- ・住宅地の開発や立地は居住誘導区域への誘導を基本としますが、田園集落地におけるコミュニティの実情を踏まえ、その維持・活性化に寄与する制度の活用を適切に図ります。



都賀地域の田園集落地

② 田園・自然系土地利用（農地）

- ・農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- ・農地の持つ多面的な機能を生かし、環境・景観・観光施策等と連携した利活用を検討します。
- ・農地としての利用がされていない荒地等は、関係機関との調整を図りながら、有効な利活用を検討します。



藤岡地域の農地

③ 田園・自然系土地利用（山林・河川）

- ・将来にわたり維持すべき優れた自然環境として、山林・河川の保全を図ります。
- ・市域北部から西部にかけて連なる山地、丘陵地は広域的な観光・レクリエーションの場として、その自然環境を保全しながら活用を図ります。
- ・主要な河川は、農業生産を支え、景観や歴史性を表す貴重な資源として保全を図るとともに、水辺を生かした観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

(3) 非線引き地域

① 生活・田園・自然系土地利用（用途地域）

- ・西方地域における用途地域に即した土地利用や建築物の適正な立地誘導を図ります。
- ・東武金崎駅周辺は、商業地としての環境を維持するとともに、地域の生活を支える都市機能の集約を図ります。
- ・産業・流通業務地は、宇都宮西中核工業団地や栃木市産業基盤成長戦略に基づく企業立地誘導区域を拠点とした産業活性化を図るとともに、適正な規制・誘導を図ります。



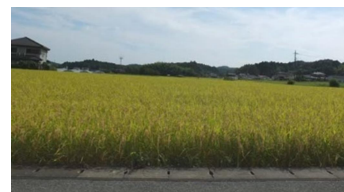
東武金崎駅周辺



宇都宮西中核工業団地

② 生活・田園・自然系土地利用（用途地域を定めていない地域）

- ・良好な田園集落地の環境を確保するため生活基盤の整備を図ります。
- ・農業生産環境を維持するため、優良農地を中心とした農地の確保や保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備・充実を図ります。
- ・現在は用途地域を定めていない地域として、開発等の規制・誘導を図っています。今後、区域区分を設定する場合には、市民等の合意形成を図りながら検討します。



西方地域の田園集落地

(4) 市街化区域・市街化調整区域・非線引き地域

① 高速道路インターチェンジ周辺（栃木インターチェンジ・佐野藤岡インターチェンジ・都賀インターチェンジ・都賀西方スマートインターチェンジ）

- ・高速道路インターチェンジ周辺は、栃木市産業基盤成長戦略に基づく産業団地整備区域として、広域交通ネットワークを生かした産業・流通拠点としての機能強化を図りながら、周辺環境と調和した地域産業の活性化に寄与する拡充、新規位置づけ等を検討します。



栃木インター産業団地



都賀インターチェンジ周辺の
産業地区



都賀西方スマート
インターチェンジ

② 広域幹線道路沿道

- ・今後、栃木市産業基盤成長戦略に基づく新たな産業・流通業務系の土地利用を検討するエリアにおいては、周辺環境と共存を図るとともに、必要に応じて市街化区域への編入を検討します。



国道 50 号

2. 交通体系

《基本的な考え方》

(1) 道路網の形成

- ・交通の要衝としての立地状況を生かした広域的な都市連携や利便性向上等のため、高速道路や国道等の広域幹線道路の機能強化を図ります。
- ・主要地方道や一般県道等の都市の骨格を形成し、周辺市町と連絡する主要幹線道路網の整備を図ります。
- ・主要幹線道路を補完しながら、地域の骨格を形成し、地域間のスムーズな移動を可能とする、主要な市道や都市計画道路等の幹線道路網の整備を図ります。
- ・日常生活において安全で便利な移動を支援する生活道路の整備を図ります。

(2) 交通ネットワークの形成

- ・都市基盤となる道路整備に加え、自動車依存の緩和に向けた対策や、自転車や公共交通等の多様な交通手段で安全・快適に移動できる交通ネットワークの形成を図ります。
- ・歴史的景観や周辺の街並みと調和した歩行者空間の整備を推進します。

《基本方針》

(1) 道路網の形成

① 広域幹線道路

- ・本市の骨格的道路体系を構成する高速道路及び国道・主要地方道は、市内の各地域間と周辺都市とを結ぶ広域連携の軸として、機能強化及び整備を促進します。



東北縦貫自動車道



国道 50 号



小山栃木都賀線

② 主要幹線道路

- ・各地域間の連携を強化し、互いに発展するため、相互に結節する幹線道路の機能強化及び整備を促進します。
- ・栃木地域の都市拠点、本市の中心的市街地としての道路網を構築するため、環状道路等の整備を進めます。
- ・主要幹線道路は、沿道施設への安全で環境にやさしいスムーズな移動環境の整備を図ります。

③ 幹線道路

- ・主要な市道は、各地域間・主要施設間の円滑な移動環境を確保するとともに、安全・快適な移動を支援するため、適宜、整備・改良を実施します。
- ・都市計画道路は、市街地の道路環境の向上や、生活・産業・交流・防災等の多様な機能を確保するため、既存区間の適正な維持管理と、計画的な整備を図ります。
- ・地域間を連携する都市計画道路が位置づけられていない藤岡地域との道路網は、今後の課題区間として位置づけ、関係機関との調整を図りながら、市域の一体的な連携確保に向け取り組んでいきます。
- ・長期間にわたり未着手となっている路線は、周辺の交通の流れや事業の実現性等、道路整備に関する環境の変化を踏まえながら見直しを行います。

④ 生活道路

- ・幹線道路からのアクセス、買い物や通勤・通学等に利用する生活道路は、市民生活の利便性向上や子どもたち等の安全性確保のため、整備・改良を図ります。
- ・建物が密集しているエリアや、住宅地等で道路幅員が狭小なエリア等を中心に、緊急車両の進入・活動等の防災機能を確保した安全な道路環境づくりのため、生活道路の整備・改良を図ります。

(2) 交通ネットワークの形成

① 公共交通ネットワークの整備

- ・高齢化の進行により交通弱者の増加が見込まれるなか、公共交通を確保・維持していくことが重要であるため、地域の実情に即した、効率的・効果的な公共交通網の構築を目指します。その際、市民や利用者からのご意見・ご要望を踏まえ、必要に応じ路線やダイヤなど運行内容の見直しを行うことで、利便性の向上を図ります。
- ・鉄道は、広域ネットワークを生かしたまちづくりのため、鉄道輸送力の強化、利便性向上を促進します。また、誰もが安全で快適に利用できる環境を確保するため、バリアフリー化を促進します。
- ・交通結節点・交流拠点として機能する鉄道駅・道の駅は、駅前広場の整備や機能充実を図るとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けて各地域の交通結節点・交流拠点・公共公益施設を結ぶコミュニティバスやデマンドタクシーの充実により、公共交通ネットワークを強化します。
- ・鉄道駅周辺の道路整備等により公共交通へアクセスしやすい環境をつくとともに、地域、交通事業者、行政の協働で公共交通の利用を促進します。

② 歩行者空間

- ・公共公益施設等へのアクセスや地域内の回遊性を向上させるため、道路整備と併せた歩道等の設置により、公園や観光資源等を安全・快適に移動できる歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・歩道等の設置に当たっては、バリアフリーに配慮した居心地がよく歩きたくなる歩行者空間の確保を図ります。

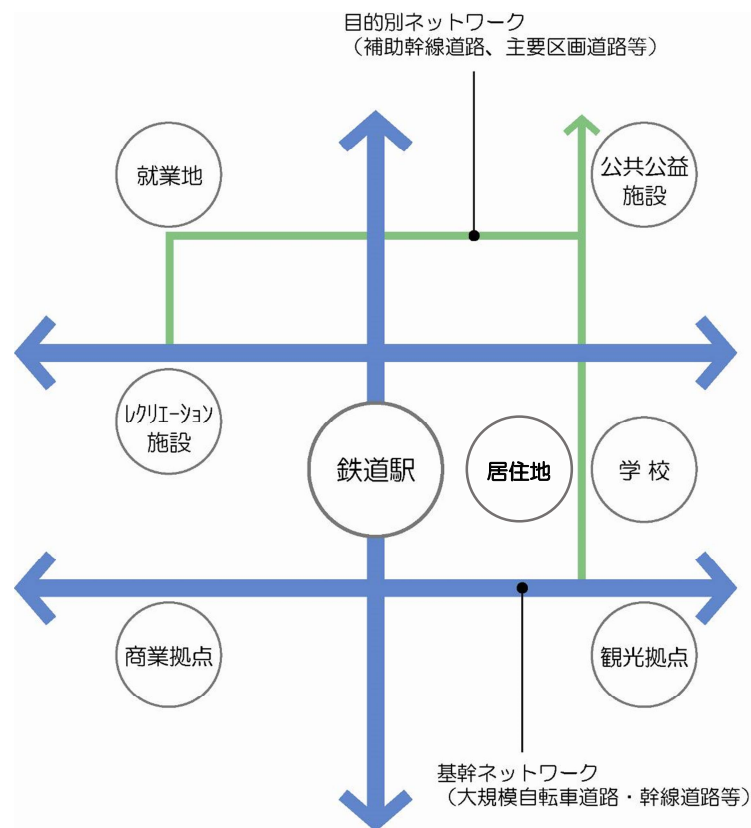
③ 自転車ネットワーク

- 安全で快適な自転車走行空間整備に向けた国の指針が示された中、自転車を効果的にまちづくりに活用していくため、主要道路等における自転車専用レーンの設置や駐輪場等の整備を進めます。併せて、観光施策とも連携した、自然、歴史・文化資源等を結ぶ自転車ネットワークの形成を河川沿いの潤い環境を活用しながら進めます。
- 自転車道の整備による観光ネットワーク形成に当たっては、市内外からの利用を考慮して、幹線道路及び鉄道駅からのアクセスの確保を図ります。また、まちなかの周遊性を高めるほか、渡良瀬遊水地をはじめとする知名度の高い観光エリアは自転車を自由に貸出・返却できるシェアサイクル等も視野に入れた拠点整備を図ります。
- 一方、公共施設や学校等をつなぐ身近な自転車ネットワークは、安全性・利便性等に配慮し、補助幹線道路や主要区画道路等を使用した多様なルート形成を図ります。



シェアサイクル

【自転車ネットワーク形成の基本的な考え方】



基幹ネットワーク：観光・レクリエーション等の主要な拠点や地域間を連携する自転車ネットワーク

*大規模自転車道：国土交通省が整備を進める広域的な自転車道
(本市においては一般県道桐生足利藤岡自転車線が整備済)

目的別ネットワーク：地域内の移動や生活動線を連携する自転車ネットワーク

3. 都市施設

《基本的な考え方》

(1) 都市公園・緑地等の適正な配置

- ・市民の憩いの場や災害時における避難場所となる公園・緑地の適正な配置と機能充実及び維持管理を図ります。

(2) 自然環境の保全・活用

- ・本市の有する豊かな自然環境を大切に守りながら、それらを生かした特徴ある公園・緑地づくりを図ります。
- ・本市北部の山林エリアと南部の遊水地エリア等を核として、各地域の有する自然環境や地域資源等を結ぶ広域的なネットワークの形成を図ります。

(3) 市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備

- ・市民の快適で清潔な生活や都市活動を支えるため、上・下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。

(4) 市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備

- ・市民の快適で文化的な生活や都市活動を支えるため、学校教育施設、生涯学習施設、歴史・文化施設、医療・社会福祉施設、情報発信施設等の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。

(5) 災害に強い河川の整備

- ・近年の自然災害の発生状況を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づいた計画的な河川改修に取り組むとともに、河川の維持管理や水路整備等を推進します。

《基本方針》

(1) 都市公園・緑地等の適正な配置

① 大規模公園

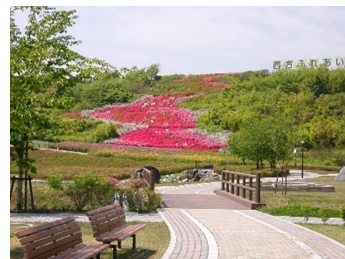
- ・広域的な憩いの場、レクリエーションの場、健康増進の場等として機能する、みかも山公園（県南大規模公園）・栃木市総合運動公園・大平運動公園・太平山風致公園・西方総合公園・岩舟総合運動公園の適正な維持管理と機能強化を図ります。
- ・渡良瀬緑地・永野川緑地公園の緑地は、施設の適正な維持管理と水辺と一体となった良好な緑地環境の保全を図ります。
- ・栃木市聖地公園・栃木市都賀聖地公園（都賀町聖地公園）の墓園は、安定的な墓地の供給と適正な維持管理及び自然環境と一体となった良好な環境の保全を図ります。



栃木市総合運動公園



永野川緑地公園



西方総合公園

② 小規模公園

- ・生活に身近な公園、地域活動等の場として機能する街区公園・近隣公園・地区公園の必要な機能充実と適正な維持管理を図ります。
- ・身近な公園が不足している地区においては、憩いの場の確保や防災機能等の面から、小規模公園の適正な配置を検討します。

③ 広場・ポケットパーク

- ・公共施設や幹線道路等の整備、民間開発事業等と併せ、まちにゆとりと潤いを与える広場・ポケットパークの確保を図ります。

(2) 自然環境の保全・活用

① 遊水地・河川

- ・渡良瀬遊水地は、ラムサール条約登録湿地として貴重な自然環境を後世に引き継ぐとともに、積極的な情報発信を行い、市民や来訪者が活用しやすい環境づくりを図ります。
- ・渡良瀬遊水地は、治水機能を担う重要な拠点として保全を図るとともに、良好な自然・親水環境を生かしたスカイスポーツ・ウォータースポーツ・サイクリング・ジョギング等のレジャー・スポーツの場として、さらなる利用促進や交流人口拡大に向けた活用を図ります。
- ・永野川・巴波川・渡良瀬川・思川・三杉川・赤津川の主要な河川は、治水機能の確保や貴重な自然環境を保全するとともに、必要な水質改善を図りながら、生活に潤いを与える水辺空間として活用を検討します。



渡良瀬遊水地



永野川（大柳橋上流）



巴波川

② 山林

- ・市北部から西部の山地、丘陵地に広がる山林は、地球温暖化の防止や水源のかん養につながる貴重な自然環境として保護・保全を基本としながら、里山環境を生かした市民の身近なレクリエーション活動や憩いの場等としての活用を検討します。

③ 農地

- ・近代的で効率的な農業生産を確保し、農業を活性化するための環境整備に努めるとともに、豊かな田園環境を貴重な地域資源として捉え、景観的保全や観光・体験農園、グリーンツーリズム等の場としての活用を図ります。

④ 地域資源等

- ・市西部の自然環境は、太平山、岩船山、星野・出流、つがの里等、自然や地域資源を生かした交流の場としても活用されていることから、その保全と活用を図ります。
- ・市を南北に流れる永野川は、市北部から西部の山地・丘陵地と南部の渡良瀬遊水地をつなぐ自然環境を結ぶ軸として、河川及びその周辺の自然環境の保全と、親水空間の確保、自転車ネットワークの形成を検討します。
- ・栃木市街地内を流れる巴波川は、舟運で栄えた本市の歴史的経緯を伝えるとともに、蔵の街と一体的に潤いのある歴史的環境・景観を形成していることから、その保全と安全・快適な利用環境づくりを図ります。
- ・地域に残る緑や水辺の空間は、地域の実情に応じながら身近な自然資源としての保全を図ります。



星野遺跡憩の森



つがの里ファミリーパーク



岩船山

(3) 市民の快適で清潔な生活を支える供給処理施設等の整備

① 上水道

- ・市民に対して安全かつ良質な水の安定供給を図るため、計画的・効率的な管路の布設、既設管路の適切な維持管理や耐震化、老朽管の布設替え等を推進します。

② 下水道

- ・快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道（污水）・農業集落排水の利用促進と合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

③ 汚物処理場

- ・市民の快適で清潔な生活環境を維持するため、汚物処理場の適正な維持管理を図ります。
- ・既存施設の老朽化やし尿等の処理の効率化を図るため、栃木市し尿処理施設整備基本構想に基づき、施設の建替え等を検討します。

④ ごみ焼却場

- ・広域的なごみ焼却場としてのとちぎクリーンプラザの適切な維持管理を行うとともに、必要に応じた機能強化を検討します。
- ・資源物回収活動団体報償金やコンポスト容器設置費補助金制度等の各種制度の活用促進を図りながら、ごみの分別収集や減量化、リサイクル・再資源化を推進します。

⑤ 火葬場

- ・令和5（2023）年10月より利用開始した新たな栃木市斎場（栃木市火葬場）「あじさいの杜」の適正な維持管理を行います。



栃木市斎場「あじさいの杜」

(4) 市民の快適で文化的な生活を支える施設の整備

① 学校教育施設

- ・小・中学校の学校教育施設は、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正配置及び関連施設の機能充実を図ります。

② 生涯学習施設

- ・地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターや公民館は、市民の交流、各種活動・学習の場等として、適正な維持管理を図りながら、地域の実情と必要に応じた機能強化を検討します。

③ 歴史・文化施設

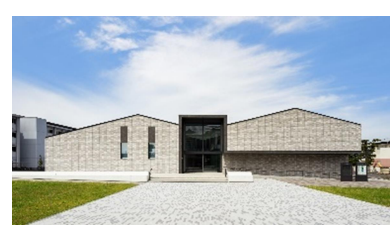
- ・各文化会館、栃木市立美術館、栃木市立文学館、下野国庁跡資料館等の歴史・文化施設は、適正配置と歴史性・文化性を高める機能充実を促進し、市民の歴史・文化に係る各種活動の場や、それらに親しむ場の提供と機会の充実を図ります。



下野国庁跡



栃木市立文学館



栃木市立美術館

④ 医療・社会福祉施設

- ・高齢者をはじめ誰もが健康で安全・安心に暮らせる環境を確保するため、主要な医療施設の利用環境の確保を図ります。
- ・コミュニティセンターや公民館を拠点とした地域ぐるみの福祉活動を展開するとともに、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい者（児）福祉施設等の機能充実により、共に支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進します。



ゆうゆうプラザ



北部健康福祉センター
「ゆったり〜な」

⑤ 情報発信施設

- ・各種公共施設や鉄道駅・道の駅・観光施設等、多くの市民や来訪者が利用する施設を活用し、本市の多様な魅力の情報を発信します。



栃木市観光交流館
「蔵なび」



道の駅みかも



道の駅にしかた

4. 市街地整備

《基本的な考え方》

(1) 複合的都市拠点の整備

- ・本市の顔となる栃木駅及び新栃木駅を中心とした複合的都市拠点は、栃木市立地適正化計画に基づいた都市機能の集約や歴史的町並み等の資源を生かしながら、魅力的な市街地の整備を図ります。

(2) 地域拠点の整備

- ・新大平下駅・大平下駅・藤岡駅・家中駅・東武金崎駅・岩舟駅・野州大塚駅・野州平川駅・合戦場駅・静和駅の鉄道駅を中心とした地域拠点や生活・定住拠点の既成市街地は、安心して快適に暮らせる良好な住環境の確保を図ります。

(3) 計画的な市街地の整備

- ・現在施行中の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。
- ・密集市街地における住環境の改善と、整備済み施設の適正な維持管理を図り、定住促進や魅力ある都市環境づくりを推進します。
- ・市街地における防災性能を強化し、災害に強い都市づくりを目指します。
- ・市街地の状況を踏まえた都市施設の一体的・効率的整備を促進するとともに、都市としてのさらなる発展を目指すため、必要に応じ新たな面的整備等を検討します。

(4) 良好な住環境等の確保

- ・周辺環境と調和したよりきめ細かいまちづくり等が期待できる地区計画制度の活用により、良好な住環境等の確保を図ります。

《基本方針》

(1) 複合的都市拠点の整備

① まちなかの重点的環境整備

- ・栃木市中心市街地地区では、都市再生整備計画の導入を図りながら、多様な都市機能の集約的配置による魅力・活力・賑わいの創出と、公的不動産を有効に活用した複合的都市拠点の形成に向けた各種取組を進めています。
- ・蔵の街としての風格と個性ある環境整備を継続的に進めるとともに、県庁堀周辺における景観形成、まちなかの低未利用地の有効活用、都市計画道路の整備、歴史資源や水と緑のネットワーク形成、土地の高度利用誘導等による歴史的町並み等の地域資源を生かした市街地の整備を図ります。

② 医療拠点と住環境の調和

- ・栃木駅南側については、地域完結型医療の提供体制の確立、政策医療の提供と健全経営の両立等を方針とする「とちぎメディカルセンターしもつが」を中核に、暮らしと医療が調和した市街地の形成を図ります。

③ 歴史的町並み環境の保存・整備

- ・重要伝統的建造物群保存地区に選定された嘉右衛門町伝建地区や旧日光例幣使街道・巴波川周辺の歴史的町並み環境の保存を図ります。
- ・歴史的建造物の修理や歴史的町並みと調和する建築物の修景を促進し、広いエリアで歴史・文化の雰囲気にあふれることができる空間の形成を図ります。



旧日光例幣使街道沿いの歴史的町並み

④ まちなかの活性化

- ・栃木駅周辺を中心に、店舗等の集積や住宅の立地誘導、空き地・空き家等の低未利用地の解消や有効活用、幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導等による総合的な市街地の整備を図ります。
- ・歴史・文化資源や主要施設間を連絡するコミュニティバスの機能強化や、自転車・歩行者ネットワークの形成により、まちなかの移動環境の充実と交流人口の拡大による活性化を図り、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進します。

(2) 地域拠点の整備

① 大平地域拠点

- ・新大平下駅、大平下駅周辺の大平地域拠点は、公共機能の集約検討を進めるとともに、都市計画道路等の都市基盤整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等に取り組み、拠点形成を図ります。
- ・土地区画整理事業による良好な市街地形成を図りながら、安全で快適に移動できる歩行者空間の確保、身近な憩いの場となる公園等の適正な配置、公共交通の強化等、住みやすい生活環境づくりを図ります。



新大平下駅西口



大平下駅



栃木藤岡線

② 藤岡地域拠点

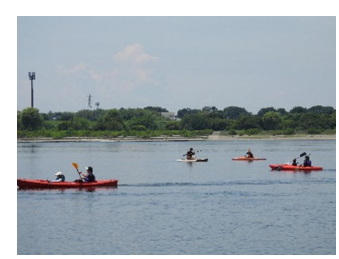
- ・藤岡駅周辺の藤岡地域拠点は、災害ハザードエリアを考慮しながら、公共機能の集約を進めるとともに、都市計画道路等の都市基盤整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等により、拠点形成を図ります。
- ・既存道路等を活用した歩行者系ネットワークの形成や公共交通の強化、水と緑を生かした修景により、渡良瀬遊水地と連携した魅力の向上を図ります。



藤岡駅



藤岡駅前



渡良瀬遊水地

③ 都賀地域拠点

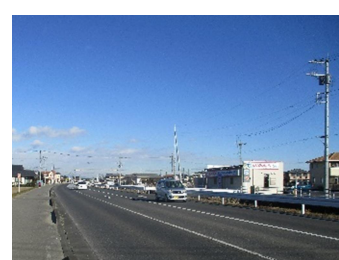
- ・家中駅周辺の都賀地域拠点は、鉄道駅西側への公共機能の集約に伴い、都市計画道路等の都市基盤整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等に取り組み、拠点形成を図ります。



家中駅



家中駅前



小山栃木都賀線

④ 西方地域拠点

- ・東武金崎駅周辺の西方地域拠点は、公共機能の集約検討を進めるとともに、鉄道駅を中心に都市機能の集約を図り、都市計画道路等の都市基盤整備、公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等に取り組み、拠点形成を図ります。



東武金崎駅



東武金崎駅前



西方総合支所周辺

⑤ 岩舟地域拠点

- ・岩舟駅、岩舟総合支所周辺の岩舟地域拠点は、都市基盤整備を推進し、都市機能の充実や公共交通の強化、安全・快適な交通移動環境の確保等に取り組み、拠点形成を図ります。



岩舟駅



岩舟総合支所周辺



桐生岩舟線

(3) 計画的な市街地の整備

- ・栃木駅周辺では、複合的都市拠点としての魅力や利便性、機能の向上を目指し市街地開発事業や民間活力の活用等の検討を行います。
- ・既成市街地の更新が必要なエリア（栃木駅周辺の密集市街地等）における必要性を検討するとともに、藤岡駅周辺・東武金崎駅周辺・岩舟駅周辺・静和駅周辺・家中駅周辺・合戦場駅周辺等、各地域における面的な整備に向けた取組を踏まえた検討を行います。

(4) 良好な住環境等の確保

- ・面的整備と併せた地区計画の活用を図り、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを市民等と協働で促進します。
- ・面的整備以外の地区においても、良好な住環境等の確保のため、地域の実情等に応じた地区計画の活用を検討します。

5. 都市防災

《基本的な考え方》

(1) 災害に強い都市の形成

- ・風水害や震災等の災害を未然に防ぐとともに、万が一災害が発生した場合には、その被害を最小限に抑え、適切な応急、迅速な復旧が行える災害に強いまちづくりを進めます。
- ・気候変動の影響による近年の水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、調整池・調節池の整備等の対策に取り組むとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進します。
- ・今後の都市整備においては、市街地・田園集落・中山間地域等の特性を踏まえた災害を予測しながら、それぞれの被害を最小限に抑える“減災”の視点による都市基盤整備・面的整備を推進します。
- ・災害時の市民の安全を確保するため、防災・減災のためのインフラ整備や消防庁舎の整備、身近なエリアの避難路・避難場所・防災拠点を確保するとともに、市全域の連携・役割分担等による防災機能の向上を図ります。

(2) 防災体制の強化・連携等

- ・災害発生時に迅速かつ的確に対応するとともに、災害からの速やかな復旧を図るため、市民・企業・団体・行政の連携体制の強化・確立を図ります。
- ・防災ハザードマップの配布、防災訓練及び防災講習会の開催等、防災知識の普及と意識啓発を図ります。

《基本方針》

(1) 災害に強い都市の形成

① 建築物の不燃化・耐震化の促進

- ・災害に強く市民が安心して暮らせる環境を確保するため、建築物の新築や建て替え時等における建築物の不燃化・耐震化を促進します。

② 避難路・避難場所・防災活動の場の確保

- ・避難路となる道路、避難場所となる公園や災害対策拠点となる公共施設（市役所や道の駅等）の防災機能の強化を図ります。
- ・既成市街地等における狭あい道路や行き止まり道路は、消防車・救急車の進入、救急活動の場、被害拡大を抑制する防災帯としての機能を確保するため、市街地や建築物の更新と併せた拡幅・改善を促進します。



道の駅みかもでの防災訓練

③ 流域治水の取組の推進

- ・河川整備に加えて、田んぼダムやため池貯留、地下捷水路の整備等により氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策等を推進します。

④ 浸水地域の解消等による雨水処理機能の向上

- ・河川改修、公共下水道（雨水）等の整備とともに、道路における透水性舗装等を進め、雨水処理機能の向上を図ります。

⑤ 沿道の建物不燃化による延焼防止

- ・主要な幹線道路沿道は、建築物の不燃化を促進し、延焼防止機能の強化を図ります。

⑥ 災害に強いライフラインの機能更新

- ・耐震型の水道管の敷設、下水道の耐震対策、ガス、電気等のライフラインの災害対応力の強化を促進します。

⑦ 消防庁舎の整備

- ・災害の発生に備え、市民の安全を守る防災拠点施設として消防庁舎の整備を進めます。特に、老朽化・狭あい化した消防本部・分署の整備に取り組むことで、地域全体の防災力向上を図ります。

(2) 防災体制の強化・連携

① 防災体制の強化・確立

- ・災害発生時の被害を最小限に抑え、迅速な救命救急活動を実行できるよう、行政の危機管理体制と、関連する各機関・企業との連携体制の強化を促進します。
- ・災害からの速やかな復旧により、生活環境の回復や日常生活への早急な復帰を図れるよう、市民・企業・団体・行政の連携体制を確保します。
- ・大規模災害が発生した場合は、応急対策や復旧対策に必要な職員の派遣や資機材・食料・飲料水の提供等の応援業務を相互に実施するため、「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」の締結等、広域的な都市連携の枠組みの中で対応できる体制づくりを検討します。

② 防災意識の高揚

- ・市民が災害に対する知識を共有し防災意識を高めるため、防災ハザードマップ等の各種情報の市民への周知を図ります。
- ・市民・企業・団体・行政が連携しながら取り組む防災まちづくりのため、地域防災訓練への積極的な参加や自主防災組織への参画及び設立を推進します。



市民参加による防災訓練

6. 都市景観

《基本的な考え方》

(1) 地域の個性が輝く景観形成

- ・各地域の鉄道駅周辺や点在する公共施設等を中心に、地域の個性や魅力を生かした景観形成を図ります。
- ・豊かな自然環境や歴史・文化資源を守るとともに、それらを景観づくりにおいて有効に活用し、魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・住宅地、商業・業務地、工業地、田園集落地等、各地区の特性に応じた適正な景観誘導を図り、土地利用にふさわしい景観を創出します。

(2) 交流人口拡大に資する都市景観の形成

- ・交流人口の拡大による賑わい・活力づくりのため、優れた自然・歴史景観の保全と有効活用のバランスに配慮しながら、魅力ある景観形成を図っていきます。

(3) 市民等協働型の景観形成

- ・景観に対する意識高揚を図りながら、市民・企業・団体・行政が一体となった協働型の景観づくりを推進し、誰もが愛着と誇りを感じるふるさとの景観形成を図ります。

《基本方針》

(1) 地域の個性が輝く景観形成

① 複合的都市拠点、地域拠点における景観形成

- ・複合的都市拠点は、本市の玄関口としてふさわしい栃木駅周辺の都市的な景観と、歴史的町並み拠点における歴史的な景観が調和・融合した景観形成を図ります。特に、旧日光例幣使街道・巴波川周辺の重要伝統的建造物群保存地区は、修景基準に基づくきめ細かな景観誘導を図ります。
- ・地域拠点は、各地域の玄関口となる鉄道駅周辺を中心に、地域の特性を踏まえながら良好な市街地景観の形成を図ります。



栃木駅

② 景観に配慮した公共施設づくり

- ・多くの市民が利用する公共施設・道路・公園等は、各地域や周辺の個性や魅力を生かし、景観に配慮した整備を図ります。

③ 歴史・文化資源を生かした景観形成

- ・蔵の街・下野国庁跡等の本市を代表する歴史・文化資源や、各地域に見られる神社・仏閣、伝統的なお祭り等は、後世に継承すべき資源として保全し、本市らしい風格と趣のある景観形成を図ります。



巴波川・蔵の街

④ 自然環境を生かした景観形成

- ・ 太平山・三轟山・渡良瀬遊水地や河川・田園景観等の豊かな自然環境を保全しながら、観光・レクリエーション資源等として活用し、潤いと魅力ある景観形成を図ります。



太平山



三轟山



思川

⑤ 適正な景観誘導（住宅地）

- ・ 建築物の高さや形態・色彩等の適正な景観誘導を行うことにより、落ち着いた町並み景観の形成を図ります。
- ・ 生垣や敷地内緑化の促進等により、緑豊かな景観形成を図ります。

⑥ 適正な景観誘導（商業・業務地）

- ・ 歴史・文化景観や自然景観との調和に配慮した建築物・屋外広告物の形態・色彩等の適正な景観誘導により、良好な賑わい空間の創出を図ります。
- ・ 幹線道路沿道や郊外部の大規模な店舗等は、建築物や屋外広告物の高さ・形態・色彩・駐車場・敷地等についての適正な景観誘導を行う等、良好な眺望景観の確保、沿道景観の形成を図ります。
- ・ 敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、賑わいの中にも潤いとゆとりが感じられる景観の創出を促進します。

⑦ 適正な景観誘導（産業地）

- ・ 周辺の景観や住宅地等への景観的配慮を前提とした適正な景観誘導を行うことにより、緑豊かで調和の取れた景観の創出を促進します。

⑧ 適正な景観誘導（田園集落地）

- ・ 集落地内に見られる社寺林・屋敷林・生垣等が一体となったふるさと感じる集落景観の保全を図ります。
- ・ 比較的平坦な田園地帯と、太平山・三轟山をはじめとする山々、渡良瀬遊水地や河川の水辺空間等による特徴的な田園集落景観の保全を図ります。



藤岡地域の田園集落地



岩舟地域の田園集落地

(2) 交流人口拡大に資する都市景観の形成

① 歴史・文化景観の保全・活用

- ・旧日光例幣使街道・巴波川周辺における蔵の街は、必要な観光基盤の整備やPR等を進めながら、景観資源として積極的に活用し、交流人口拡大によるまちの活性化を促進します。
- ・各地域の歴史・文化資源は、必要な整備等を行いながら、積極的な活用を図ります。

② 自然景観の保全・活用

- ・太平山・渡良瀬遊水地・つがの里・岩船山等の自然資源は、観光・体験農園やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、周辺地域を含めた総合的な観光資源として捉え、景観整備や施設整備等を検討しながら、交流人口の拡大を促進します。



渡良瀬遊水地の熱気球

③ 観光施策との連携

- ・歴史・文化景観や自然景観を観光資源としてさらに活用していくため、民間施設等との連携やPR活動等、観光施策との連携を図ります。

(3) 市民等協働型の景観形成

① 市民・企業・団体・行政の景観意識の高揚

- ・景観形成には市民・企業・団体の理解と協力が必要不可欠であり、景観に対する意識高揚を図りながら、行政との協働による景観形成を促進します。
- ・住宅地、商業・業務地、産業地、田園集落地等の各地の特性を生かし、誇りと愛着を持てる景観づくりに市民等が主体的に取り組めるよう、『栃木市景観計画』を推進します。

7. 都市環境

《基本的な考え方》

(1) 脱炭素社会の実現

- ・公共交通・自転車利用の促進や、安全・快適な歩行者環境の確保により、自動車依存を軽減し、環境にやさしい脱炭素社会の実現を図ります。
- ・脱炭素社会の実現に向けては経済と環境の好循環によるグリーン社会の実現を目指すとともに、温室効果ガスの排出削減等対策を推進します。
- ・本市に存在する太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーを有効に活用し、省エネルギーの推進及びエネルギーの地産・地消に取り組み、「栃木市ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

(2) 地球環境に配慮したまちづくり

- ・市街地整備や都市施設の整備に当たっては、環境負荷の少ない手法・材料等を採用し、自然環境への影響の軽減を図ります。
- ・長寿命化や維持管理に配慮した整備を実施するとともに、整備済みの施設等の適正な維持管理により、新たな整備や補修の頻度を抑え、環境に配慮したまちづくりを目指します。

(3) 自然と共生するまちづくり

- ・自然と都市が調和した持続可能なまちづくりを目指し、貴重な自然資源の保全を図るとともに、潤いと安らぎのある暮らしに資する自然環境の活用を図ります。

(4) 協働で進める快適な都市環境づくり

- ・市民・企業・団体・行政が協働による快適な都市環境づくりのため、環境に配慮する意識の高揚と活動への必要な支援措置等を図ります。

《基本方針》

(1) 脱炭素社会の実現

- ・福祉的、観光的視点も含め、脱炭素社会の実現に向けた自動車依存の軽減を図るため、デマンドタクシー・コミュニティバスの充実を図ります。
- ・身近で軽快な移動を可能とする自転車利用を促進するため、自転車専用レーン・専用道路の設置を検討します。
- ・誰もが安心して外出できるまちづくりを推進するため、バリアフリー化や歩道の整備、危険な交差点の解消等を図ります。
- ・持続可能なまちづくりのため、公共施設等の脱炭素化や太陽光発電施設等の適正な導入・管理、廃棄物処理施設からの熱・電気等のエネルギーの有効活用など、温室効果ガスの排出削減を推進します。



新栃木駅前の自転車専用レーン



大平地域の幹線道路の歩行者環境

(2) 地球環境に配慮したまちづくり

① 環境に配慮した都市施設の整備

- ・道路や公園、公共施設等の都市施設の整備に当たっては、環境に配慮した工法・素材等の採用を検討するとともに、積極的な緑化や再生可能エネルギーの活用等によるカーボンニュートラル・脱炭素社会の形成を推進します。

② 都市施設の適正な維持管理

- ・人口減少等の影響による厳しい財政状況を踏まえ、整備費・維持管理費の縮減を図るため、既存施設及び今後整備される都市施設は、長寿命化による整備・更新や適正な維持管理を行います。

(3) 自然と共生するまちづくり

① 自然環境の保全

- ・自然公園地域及び同特別地域に指定されている太平山県立自然公園や市内の自然保全地域、保安林等については、法に基づく自然環境の適正な保全を図ります。
- ・北西部の山地・丘陵地から南部の渡良瀬遊水地まで連なる豊かな自然環境を保全し、後世への継承を図ります。
- ・特に、渡良瀬遊水地はラムサール条約登録湿地として、保全を前提としながら、本市の優れた自然環境を広くPRするため、湿地環境に対する自然学習等の有効活用を図ります。
- ・生産緑地制度に基づき、市街化区域内の農地（都市農地）を適正に保全し、緑豊かで良好な都市環境を形成します。



渡良瀬遊水地

② 自然環境の活用

- ・本市の魅力向上のため広域的な憩い・観光・レクリエーション・スポーツの場、自然学習・体験の場として、豊かな自然環境の有効活用を図ります。

(4) 協働で進める快適な都市環境づくり

- ・市民・企業・団体・行政の協働による環境保全対策や都市施設等の維持管理及び脱炭素社会実現のため、関連する各種情報を市民等に提供し意識高揚を図るとともに、各種活動への参画や自主活動の展開等を促進します。

